

# 「もったいない・いわて☆食べきり協力店」登録実施要領

岩手県環境生活部資源循環推進課

## 1 目的

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の削減を目指し、飲食店や宿泊施設（ホテル・旅館等）で食べ残しの削減等に取り組む事業者を「もったいない・いわて☆食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、広く県民に周知することにより、県として食品ロス削減の取組を推進する。

## 2 対象事業者

県内で営業する飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館）等（以下「店舗」という。）

## 3 登録の要件

次の取組項目のうち、1つ以上の取組を実践する店舗を協力店として登録する。

（1）小盛メニュー等の導入

（例：ハーフサイズや小盛メニューの設定、ご飯や料理の量の調整等）

（2）ポスターの掲示や呼びかけ等による普及啓発活動の実践

（例：宴会時の「3010運動」の実践や適量注文の呼びかけ等）

（3）上記以外の食べ残しを削減する取組の実践

（例：料理を食べきった場合、特典としてクーポン発行やポイント付与等）

## 4 取組内容

（1）協力店は、3で選択した取組を実践し、積極的に食品ロスの削減に努める。

（2）協力店は、県が実施する「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」に協力する。

## 5 申請方法

（1）協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、「登録申請書（様式1）」を県に提出する。

（2）県は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録者名簿に記載するとともに、ポスター及びミニのぼり旗を交付する。

## 6 登録店舗の情報発信

県は、県公式ホームページ上に協力店の店舗名及び取組内容等について掲載することにより、広く県民に情報発信を行う。

## 7 登録の中止

- (1) 協力店は、3で選択した取組を満たさなくなった場合及び店舗を廃止する等の理由により取組を中止する場合は、すみやかに「登録中止届（様式2）」を県に提出すること。
- (2) 県は、提出された届出書の内容を確認し、登録者名簿及び県公式ホームページ上の掲載情報から削除する。

## 8 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、すみやかにポスター等の掲示を取りやめること。

## 9 登録期間

店舗の登録日にかかわらず、登録有効期間は、平成32年1月31日までとする。

## 附則

この要領は、平成29年8月30日から施行する。